

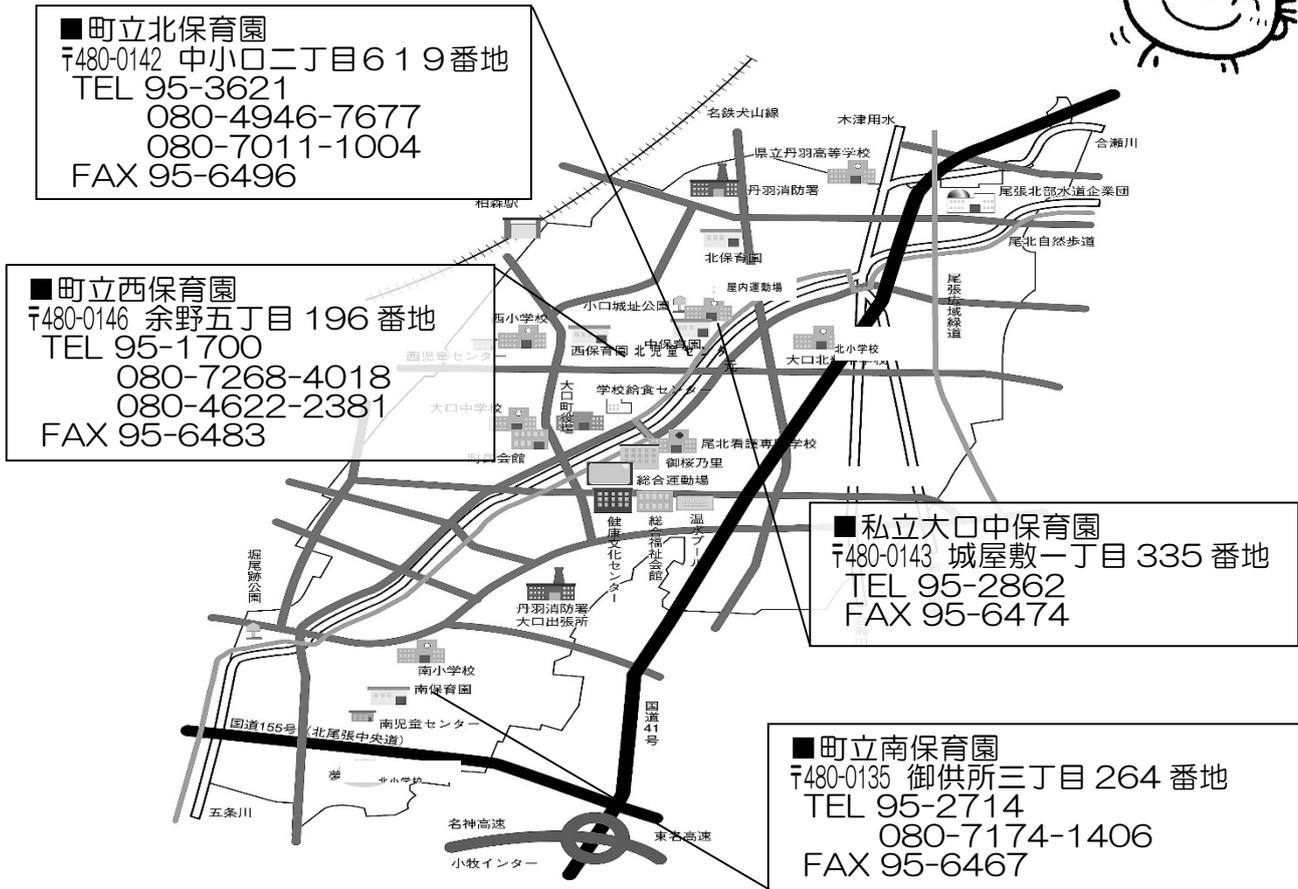
令和6年度

保育園のしおり



大 口 町

大口町保育園地図



■保育時間（延長保育を含む）

公私	保育園名	定員	受入年齢	保育時間	建物
公立	町立南保育園	140	8か月から	月～金 7:30～18:30	鉄筋平屋
	町立西保育園	265	12か月から	月～金 7:30～18:30	鉄筋平屋 木造平屋
	町立北保育園	210	6か月から	月～金 7:30～18:30	木造平屋
私立	大口中保育園	175	12か月から	月～金 7:30～19:00	鉄筋2階

「通常保育」時間は、原則 8:30～16:30 までです。

◎休園日…日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

■土曜保育及び休日保育

保育を行う日	実施保育園	保育時間	注 記
土曜日	町立西保育園	7:30～17:30	公立園に通う園児
	大口中保育園	7:30～17:30	私立園に通う園児
休日 (日曜日・祝日) ※12/28～1/4 除く	町立西保育園	7:30～17:30	両親共（それに代わる保護者）が働いている場合のみ利用できます 私立園に通う園児も利用できます 対象：満1歳から

※事前の申し込みが必要です。

■ 保育の必要性の認定

1 認定について

保育所の利用を希望する保護者には、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定される保育の必要性に基づき、保育の必要性の認定を受けていただいております。

認定区分	対 象
2号認定	満3歳以上の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：小学校就学前まで
3号認定	満3歳未満の子どもであって、「保育を必要とする理由」に当てはまる場合 認定期間：満3歳の誕生日の前々日まで

2 保育の必要量について

保育必要量	利用可能時間	対 象
標準時間認定	11時間 (7:30~18:30)	就労（1か月当たり就労時間120時間以上） 妊娠・出産、災害復旧、DV・児童虐待 ※保護者が短時間認定を希望する場合を除く
短時間認定	8時間 (8:30~16:30)	就労（1か月当たり就労時間75時間以上120時間未満） 求職活動、育児休業中

※上記以外の保育を必要とする理由については、状況に応じて認定します。

3 保育の利用を必要とする理由について

就労	居宅内外で仕事（1月75時間以上）をしていること
妊娠・出産	母親が出産前後（産前8週間から産後8週間を迎える日の翌日の属する月の末日）であること
疾病・障がい	疾病、負傷または心身に障がいを有していること
同居親族等の介護・看護	家庭内にいる長期にわたり病気の人や心身に障がいのある人の常時介護等にあたっていること
災害復旧	火災・風水害・地震等の災害の復旧にあたっていること
求職活動	就労する意思があり、求職活動をしていること（認定期間60日）
就学	各種学校、専修学校などの教育施設に在学しているもしくは、職業訓練を受けていること
DV・児童虐待	DV や児童虐待のおそれがある場合
育児休業	育児休業中（3歳以上児のみ）

4 認定内容の変更について

「保育の利用を必要とする事由」が変わる場合や、就労時間の変更により保育の必要量が変わる場合等は、支給認定変更の申請が必要になります。なお、申請用紙は保育園にてお渡ししますので、必要事項を記入の上、支給認定証を添えてご提出ください。

5 現況届について

年1回（1月頃）、保育の必要性の確認のため、現況届を提出していただきます。

■保育園とは

保育園における保育は、子どもの状況や発達過程を踏まえ、日々の生活の中で養護と教育を一体的に行うことを特性としています。

養護面では、子どもの生命の保持や情緒の安定を図り、安定した生活が送れるよう援助していきます。

教育面では、個々の発達過程に応じた保育の計画を立て(保育計画)、3歳未満児や年少児は、基本的な生活習慣の確立を中心に心地よく体を動かしたり、表現活動を楽しんだりしています。年中・年長児になると数や文字に親しみ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培っています。

また、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担っています。

子ども像：「豊かな心と丈夫なからだでよく遊ぶ子ども」

【保育目標】

- 生命の保持及び情緒の安定を図る
- 健康、安全などの生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける
- 友だちを大切に、互いに協力して遊ぶ態度を身につける
- 自然や社会事象についての興味や関心を育て、豊かな心を育む
- 話す、聞く態度を身につけ、豊かな言葉を養う
- 豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培う

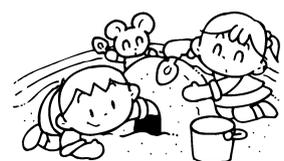
【保育方針】

- 子どもが、自ら興味や関心を持って環境に関わることを通して、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わい、年齢なりの心情、意欲、態度を養えるようにする
- 保護者とのよりよい関係のもと、子どもの健やかな育ちを支えていく
- 地域に目を向け、開かれた保育園を目指す

• 日常の子育てでお困りの点、お子さんの心配事や保護者の悩み等、子育てに関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

• 保育所は、地域の身近な児童福祉施設であるため、お子さんの身体に不自然な傷や痣、虐待を受けていると思われる発言や言動など、児童虐待を発見またはそのおそれがあると思われる場合は、法律により専門機関に通告する義務があります。

• 保育園では、日々、園舎内・玩具等、園児の手が触れる箇所を消毒する等、感染症対策を行っています。



■保育への主な取り組み

■幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

■主体的な活動や遊び

子どもが主体で自ら「気付く」「工夫する」「試す」「考える」「表現する」「意欲をもつ」「粘り強く取り組む」

■全体的な計画に基づいた活動

(年間を通して行うもの)

基本的な生活習慣	排泄、食事、着脱、挨拶、マナーなど
体力づくり	ドッジボール、縄跳び、サーキット遊び、遊具での遊びなど
創作活動	折り紙、描画、製作遊びなど
文字・数遊び	ワークブック、数量・図形、ことば遊びなど
表現活動	歌、楽器遊び、和太鼓、劇遊びなど
自然とのふれあい	散歩、砂場遊び、植物や小動物の観察と世話など
伝承遊び	けん玉、手作りパズル、わらべ唄、ふれあい遊びなど
各種教室	英語であそぼう、体操教室、サッカー教室など
安全指導	交通安全指導、避難訓練、不審者対応訓練、防火指導など
交流活動	地域交流、祖父母交流、異年齢児交流、など
食育活動	野菜の栽培、クッキング、食事のマナーなど

■主な行事

(各園によって内容が異なります。)

月	行 事	月	行 事
4	・入園進級式 ・春の交通安全指導 ・新入園児歓迎会 ・園内子どもの日	10	・運動会(3歳以上児) ・町民体育祭 ・遠足(3歳以上児)
5	・全園児引き渡し訓練 ・健康診断 ・歯科健診 ・保育参観(年長児・年中児)	11	・健康診断 ・歯科健診 ・防火指導
6	・歯の衛生週間 ・懇談会 ・音楽発表会(3歳以上児)	12	・生活発表会(3歳以上児) ・クリスマス会
7	・七夕まつり ・水遊び	1	・正月あそび
8	・水遊び ・夏まつり	2	・節分 ・保育参観(3歳以上児) ・けん玉大会 なわとび大会
9	・防災訓練 ・秋の交通安全指導 ・保育参観(年少児)	3	・ひなまつり会 ・お別れ遠足(年長児) ・お別れ会 ・卒園式

※ 毎月の行事…誕生会、避難訓練、身体測定、交通安全指導

※ その他…英語教室、体操教室、サッカー教室、不審者対応訓練

■給食

- 1 保育園では、栄養のバランス・季節感等を考慮しながら、保育園で調理した給食を提供します。給食献立表は、毎月アプリで配信をしますので、ご家庭でも参考にしてください。
- 2 遠足等の行事がある場合には、家庭から弁当を持参していただきます。(3歳以上児)
- 3 食物アレルギーがある方は、集団給食で可能な範囲で、原因食品を除いた食事を提供していますが、対応が困難な場合はご家庭から弁当を持参していただくことがあります。アレルギー食対応は医師による生活管理指導表が必要となりますので、保育園に提出してください。
- 4 給食の提供を担当する管理栄養士・調理員・保育士とで食事の内容を共有化し、乳児においては、一人一人に応じた調整を行っています。

■通園の心得



1 送り迎えについて

- ① 子どもの送り迎えについては、事故防止のためにも保護者の責任のもとでお願いします。小学校の兄、姉のお迎えは、安全性確保のため控えてください。3歳未満児については、必ず大人の方での送迎をお願いします。
- ② 登園時間は、なるべく午前8時30分から午前9時30分までをお願いします。
- ③ 降園後は、怪我防止のため遊ばないで帰りましょう。
- ④ 駐車場に限りがありますので、安全面に気をつけ、すみやかに移動をお願いします。
- ⑤ 代理の方がお迎えにみえる場合は、事前に連絡してください。

2 持ち物および服装について (未満児はクラスにて確認してください。)

- ① クラス名と名前は全部ひらがなで、はっきり書いてください。
- ② ハンカチ 2枚 (ガーゼ又は薄手タオル)、ナフキン・コップ・歯ブラシを持たせてください。(年少児は、6月頃から歯みがきを開始します)
- ③ 名札は、スモック左胸につけてください。
- ④ カバンの中は、毎日必ず確認してください。
- ⑤ 決められたもの以外(おもちゃ、食べ物等)は、持たせないようにしてください。
- ⑥ 通園には、スモック、カラー帽子を着用してください。
- ⑦ 子どもが着脱しやすい服装にしてください。
- ⑧ バレーシューズは、週末に持ち帰りますので、洗って月曜日に持たせてください。
- ⑨ バレーシューズ・運動ぐつには、特に子どもによくわかるよう、名前あるいは印をつけてください。

3 連絡事項について

- ① 保育園からの連絡事項は、アプリでの配信やメール、掲示板を利用します。必ず確認してください。
- ② 文書にて連絡の場合、出席カードにはさんで配布しますので、しっかり確認をお願いします。

4 薬について

- ① 誤飲や紛失予防のため、園で服用することがないようご協力ください。医師へ保育園であることを伝えていただき、家庭のみで服用(1日2回:朝・夕)でよいか確認してください。1日3回ならば、朝・帰宅後・寝る前の服用でよいか相談してください。
- ② やむを得ず園で服用する場合は、医師の処方箋があるものに限りです。
- ③ くすり服用連絡票等に記入し、1回分のみ持参ください。市販薬はお受けできません。

5 欠席について

- ① 欠席のときは、アプリでお知らせください。
- ② 体温が平熱より高い場合は、登園を見合わせ、家庭で様子を見てください。その他、体に異常のある場合は、早めに休ませてください。
- ③ 感染症(うつる病気)にかかったとき、また、その疑いのあるときは医師の指示に従い全治するまで登園させないようにしてください。
- ④ 感染症にかかった人は、全治したら「意見書」または「登園届」を提出してください。
※用紙は保育園にあります。最終ページにも添付していますのでご利用ください。

【乳幼児がかかりやすい主な感染症と治癒後の届け出について】

保育園で安全な保育を行うために、お子さんが所定の感染症にかかった場合には、治癒するまで登園をご遠慮いただくことになります。また、感染症の種類によっては、治癒してから登園を開始する初日に書面による届け出が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

(厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドラインに準じています)

●医師が記入した意見書が必要な感染症

- ・医師の登園許可ができるまで登園停止となります。
- ・登園の初日に、医師が記入した意見書を保育園に提出してください。

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
風疹	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
流行性角結膜炎(はやり目) *アデノウイルス	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排せつ習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

●医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

- ・医師の登園許可ができるまで登園停止となります。
- ・登園の初日に、登園届を保育園に提出してください。用紙は保育園にあります。ホームページからダウンロードできます。尚、最終ページに添付してありますのでコピーしてご使用ください。

病名	登園のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日経過し、かつ症状が軽快した後1日経過すること
インフルエンザ	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあつては、3日経過していること）
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症 （呼吸器感染症、咽頭結膜熱、胃腸炎）	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日経過していること 胃腸炎：嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること

●治療していれば、登園停止にならない感染症

病名	登園のめやす
とびひ （伝染性膿痂しん）	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあること（治癒するまで水遊びやプールはできません）
水いぼ （伝染性軟属腫）	水いぼを被覆すること（医師の許可ができるまで水遊びやプールはできません）
アタマジラミ症	駆除を開始していること（医師の許可ができるまで水遊びやプールはできません）

6 午睡について

- ・3歳未満児・・・一年中
- ・年少児・・・4月～9月上旬まで
- ・年中、年長児・・・7月～8月下旬まで

※布団は週末に持ち帰ります。カバーの洗濯、布団干しをして、月曜日にお持ちください。

7 保育中の事故について

- ① 入園と同時に保険（日本スポーツ振興センター）に加入します。
（加入金は、大口町が1人365円負担しています。）
 - ② 事故が発生した場合、保育園で直ちに応急手当をし、同時に家庭に連絡します。その後、病院へ連れて行きます。
 - ・ 手当後は医師の指示に従い、家庭での保育をお願いする場合があります。
 - ・ 月末に「医療の状況」を提出してください。災害給付金を受けられるように手続きをします。
 - ・ 災害給付金は、保育料振替で登録いただいている口座に振り込みとさせていただきます。
- ※ただし、診療報酬点数が500点未満場合は支給の対象になりません。

8 利用者負担額（保育料）等の納付について

- ① 利用者負担額（保育料）等の口座振替制度
町民税等と同じように預金口座から利用者負担額（保育料）等を納められる制度です。利用者負担額（保育料）等につきましては、原則、口座振替とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
- ② 口座振替の対象
利用者負担額（保育料）、延長保育料（契約金額分のみ）
- ③ 口座振替予定日
毎月末日（月末に指定金融機関の口座から引き落としされます。）

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
4月30日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日	3月31日

- ④ 口座振替で指定できる金融機関（下記の金融機関から口座を指定してください。）

▼三菱 UFJ 銀行	▼中京銀行	▼愛知北農業協同組合
▼東春信用金庫	▼愛知銀行	▼岐阜信用金庫
▼名古屋銀行	▼十六銀行	▼大垣共立銀行
▼いちい信用金庫	▼ゆうちょ銀行・郵便局	

- ⑤ 指定口座を変更する場合
「大口町保育料等口座振替（停止）依頼書」に必要事項を記入の上、新たに指定する金融機関に提出してください。なお、口座振替依頼書は、保育園にあります。

*注意事項

- ・ 口座振替手数料につきましては、大口町で負担をいたします。
- ・ 延長保育料の契約変更は、変更したい月の前月末日までに在園の保育園で変更契約を行ってください。
- ・ 延長保育の随時利用をした方は、延長保育料の口座振替の対象となりません。後日、保育園へ支払いをお願いします。
- ・ 口座振替ができなかった場合は、納付書で納付していただきます。
- ・ 必ず、口座振替ができるよう口座を管理してください。

9 途中退園について

年度の途中で退園される場合は、前月の末日までに保育園に連絡してください。（退所届は保育園にあります。）

10 その他

- ① 緊急時に家庭等へ連絡する場合がありますので、家庭・勤務先など留守にするときは事前に連絡してください。
- ② 家庭の状況に変更があった場合には、すみやかに届けてください。
(住所、勤務先、勤務時間、電話番号、妊娠、出産、育児休業取得、家族の異動等)
- ③ 年1回(1月頃)、現況届と併せて父母及び65歳未満の同居の祖父母の就労証明書等を提出してください。また、就労先の変更があった場合にも、再度提出してください。

■休園日

- 1 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※ただし、休日保育はP.10のとおり実施します。

- 2 その他特殊な事態(非常災害・感染症等)が発生した場合、休園することがあります。

保育園は、幼稚園と異なり春休み、夏休み等はありませんが、新年度の準備等多数の園児を保育しながら園の運営を行うことが困難なときがあります。このようなときに、一時的に家庭で保育することができる方に家庭保育をお願いすることがありますので、できる範囲でのご協力をお願いします。

■緊急時の登降園

<台風による暴風警報発令時>

- 1 登園前に大口町に暴風警報が発令されているときは、登園しないでください。
- 2 暴風警報が解除されたときは、解除の1時間後から保育を実施します。
午前9時30分以前の解除・・・給食あり
午前9時30分以降の解除・・・弁当を持参
- 3 午前11時を過ぎても暴風警報が解除されないときは、当日の保育は実施しません。

<大雨に関する特別警報発令時>

- 1 登園前に大口町に大雨に関する特別警報が発令されているときは、登園しないでください。
- 2 大雨に関する特別警報が解除されても、保育園からの連絡があるまでは登園しないでください。(アプリ、保育園緊急メール等により連絡)

<地震時の対応>

大口町に震度5弱以上の地震が発生したとき

- 1 登園前・・・休園となります。
- 2 保育園の再開については、アプリ、保育園緊急メール等により連絡します。

※登園後に大口町に暴風警報または大雨に関する特別警報が発令、もしくは震度5弱以上の地震が発生したときは、速やかに園児を迎えに来てください。

アプリ、保育園緊急メール配信を行いますので、登録をされている方は受信を確認し、返信してください。

ただし、保護者への引き渡しに困難であると判断した場合は、保育園待機とします。

保護者への引き渡しに困難で避難所等で過ごす場合、アレルギーの情報等を園職員以外で共有する場合があります。

※警報の発令・解除の情報は、ご家庭で確認してください。

■給食費（3歳児以上のみ）

- ・主食代：保護者負担なし（大口町が独自施策で負担）
- ・副食代：1月4,000円（月～金）、1回100円（土曜日）
年収360万円未満相当世帯（一般世帯：市町村民税所得割課税額57,700円未満、ひとり親世帯等：77,101円未満）及び第3子以降は免除
- ・通園している保育園（公立保育園は大口町）が徴収します。

■土曜保育

- ・公立園に通う園児は町立西保育園で集約して実施します。
- ・利用時間は、午前7時30分から午後5時30分の範囲内で必要な時間です。
- ・利用月の前月15日までに通園する保育園に申し込んでください。緊急の場合は、前週の木曜日までに通園する保育園に申し込んでください。
- ・食物アレルギーのある方は、弁当とおやつを持参してください。
- ・離乳食が完了していない方は、弁当とおやつを持参してください。
- ・薬は扱いません。

■休日保育

○対象

町内の保育園を利用している満1歳から5歳児までの園児
ただし、保育希望日において、病気等に感染していない児童

○実施日

日曜日及び祝日法に定める休日（年末年始12月28日から翌年1月4日は除く）

○定員

1日当たり10人（ただし、1・2歳児の受入人数は5人まで）

○利用料

保育料 (1回分)	1歳児・2歳児	2,200円
	3歳以上児	1,200円
延長保育料	AM7:30-AM8:30	1回500円
	AM8:00-AM8:30	1回250円
	PM4:30-PM5:00	1回250円
	PM4:30-PM5:30	1回500円

※生活保護世帯は無料になります。

○利用について

- ・町立西保育園で集約して実施します。
- ・利用時間は、午前7時30分から午後5時30分の範囲内で必要な時間とします。
- ・利用当日は、弁当、お茶、おやつを持参してください。
- ・薬は扱いません。
- ・休日保育は、両親共（それに代わる保護者）が就労している場合のみ利用できます。事前に利用登録申請書（休日保育用の就労証明書添付）を提出してください。なお、利用登録後に休日保育を利用する場合は、利用月の前月15日までに通園する保育園に利用申込書を提出ください。
- ・申込み後に休む場合は、利用取消届を提出してください。利用取消届を提出されずに休んだ場合は、保育料が発生します。

- ・休日保育を利用される場合、園児の健康面を考慮し保護者の平日における休業日には家庭保育をお願いします。

■広域利用

保護者が町外企業に就労していて勤務時間等で入園児の送迎が困難な場合や里帰り出産等の理由により、入園児を町内の保育園で保育することが困難な場合、他の市町村の保育園を利用できる場合があります。詳しくはこども課にお問い合わせください。

■利用者負担額（保育料）

【3歳児以上】 0円

【0～2歳児】

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）	
階層区分	定義	保育必要量の認定区分	
		保育標準時間（上段）	
		保育短時間（下段）	
		0歳児	1・2歳児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）	0	0
		0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
		0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	16,700	16,000
		10,700	10,000
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満	25,800	24,000
		19,800	18,000
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	35,300	32,700
		29,300	26,700
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	46,000	42,600
		40,000	36,600
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上	56,400	52,000
		50,400	46,000

備考

- 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、子ども等が2人以上いる場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯のうち、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 - ・第4階層：0円
 - ・第5階層及び第6階層：利用者負担額×0.4
 - ・第7階層：利用者負担額×0.8

5 備考3及び備考4の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。詳しくはこども課までお問い合わせください。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

(単位：円)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額／人）		
階層区分	定義	保育必要量の認定区分		
		保育標準時間（上段）		
		保育短時間（下段）		
		0歳児	1・2歳児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（生活保護世帯等）	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	
第3階層		0	0	
第4階層		市町村民税所得割課税額 48,600円未満	0	0
		市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	0	0
第5階層		市町村民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	22,800	21,000
		市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	19,800	18,000
第6階層		市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	32,300	29,700
	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	29,300	26,700	
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	43,000	39,600	
		40,000	36,600	
		53,400	49,000	
		50,400	46,000	

備考

- 市町村民税額の計算には、住宅借入金等特別控除等の税額控除は適用されません。
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合
第2子：利用者負担額×0.5 第3子以降：0円
- 市町村民税所得割課税額が77,101円以上の世帯で、18歳に達する年度内の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の子どもが保育園に就園している場合、以下の額を利用者負担額（月額／人）とします。
 - 第4階層：0円
 - 第5階層及び第6階層：利用者負担額×0.4
 - 第7階層：利用者負担額×0.8
- 備考2及び備考3の規定は、順に適用されます。

※家庭の状況変化により、減免を受けられることがあります。詳しくはこども課までお問い合わせください。

■延長保育

○延長保育利用の申込について

- ・平日の延長保育利用（新規・変更・中止）にあたっては、前月の末日までに通園する保育園に申し込んでください。

○延長保育料の納付方法について

- ・契約分については、原則、口座振替で納めていただきます。
- ・随時、一時及び緊急、土曜日の利用料は、通園する保育園で翌月中旬に徴収します。

○延長保育料について

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等を除く世帯

区分	時 間	延長保育料	区分	時 間	延長保育料		
保育短時間認定	平日（月～金）【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日（月～金）【契約者】	※午前 7:30～8:30 午後 4:30～6:30までは 利用者負担額（保育料）に含まれます。		
		午前 8:00-8:30				月額 2,000 円	
		午後 4:30-5:00				月額 1,000 円	
		午後 4:30-5:30				月額 1,000 円	
		午後 4:30-6:00				月額 2,000 円	
		午後 4:30-6:30				月額 3,000 円	
		午後 4:30-7:00				月額 4,000 円	
	一時及び緊急（1回）	30分まで 250円 以降一律 500円		月額 5,000 円	午後 6:30-7:00	月額 1,000 円	
	【随時者】	午前 7:30-8:30		1回 500円	【随時者】	午後 6:30-7:00	30分まで 250円
		午前 8:00-8:30		1回 250円			
		午後 4:30-5:00		1回 250円			
		午後 4:30-7:00		30分まで 250円 以降一律 500円			
	土曜日【随時】	午前 7:30-8:30		1回 500円	※平日（月～金） 南・西・北保育園午後 6:30 終了 大口中保育園のみ午後 7:00 終了 ※土曜日保育は午後 5:30 終了		
		午前 8:00-8:30		1回 250円			
午後 4:30-5:00		1回 250円					
午後 4:30-5:30		1回 500円					

備考

- 1 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯については、延長保育料を無料とします。
- 2 市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯で、子ども等が 2 人以上いる場合
第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：0 円
- 3 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用している場合 第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：延長保育料×0.1
- 4 市町村民税所得割課税額が 57,700 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上いる世帯で、第 3 子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年 児	階層区分	延長保育料（月額／人）
3 歳児以上		延長保育料×0.8
0～2 歳児	第 4 階層	0 円
	第 5 階層及び第 6 階層	延長保育料×0.4
	第 7 階層	延長保育料×0.8

- 5 備考 3 及び備考 4 の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、P.14 をご確認ください。

ひとり親世帯・在宅障がい者世帯等

区分	時間	延長保育料	区分	時間	延長保育料		
保育短時間認定	平日 (月～金) 【契約者】	午前 7:30-8:30	保育標準時間認定	平日 (月～金) 【契約者】	※午前 7:30～8:30 午後 4:30～6:30までは 利用者負担額(保育料)に含まれます。	月額 1,000 円	
		午前 8:00-8:30				月額 500 円	
		午後 4:30-5:00				月額 500 円	
		午後 4:30-5:30				月額 1,000 円	
		午後 4:30-6:00				月額 1,500 円	
		午後 4:30-6:30				月額 2,000 円	
		午後 4:30-7:00				月額 2,500 円	
	一時及び緊急(1回)	30分まで 125円 以降一律 250円		午後 6:30-7:00	月額 500 円		
	【随時者】	午前 7:30-8:30		1回 250 円	【随時者】	午後 6:30-7:00	30分まで 125 円
		午前 8:00-8:30		1回 125 円			
		午後 4:30-5:00		1回 125 円			
		午後 4:30-7:00		30分まで 125円 以降一律 250円			
	土曜日 【随時】	午前 7:30-8:30		1回 250 円	※平日(月～金) 南・西・北保育園午後 6:30 終了 大口中保育園のみ午後 7:00 終了 ※土曜日保育は午後 5:30 終了		
		午前 8:00-8:30		1回 125 円			
午後 4:30-5:00		1回 125 円					
午後 4:30-5:30		1回 250 円					

備考

- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯については、延長保育料を無料とします。
- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯で、同一世帯から 2 人以上延長保育を利用している場合 第 2 子：延長保育料×0.5 第 3 子以降：延長保育料×0.1
- 市町村民税所得割課税額が 77,101 円以上の世帯のうち、18 歳に達する年度内の子どもが 3 人以上いる世帯で、第 3 子以降の子どもが保育園に就園している場合、次表の額を延長保育料とします。

年児	階層区分	延長保育料(月額/人)
3歳児以上	第4階層から第7階層まで	延長保育料×0.8
0～2歳児	第4階層	0円
	第5階層及び第6階層	延長保育料×0.4
	第7階層	延長保育料×0.8

- 備考 2 及び備考 3 の規定は、順に適用されます。

※兄弟利用の利用料軽減については、下記をご確認ください。

○兄弟利用の利用料軽減について

- 随時者については、同一の時間帯において兄弟で利用した場合のみ、P.13 及び 14 の規定が適用されます。どちらか一人のみの利用となった場合や、異なる時間帯で利用した場合は、満額徴収となります。
- 契約者については、同一の時間帯において兄弟で申込した場合のみ、P.13 及び 14 の規定が適用されます。どちらか一人のみの申込となった場合や、異なる時間帯で申込した場合は、満額徴収となります。

登園届 (保護者記入)

大口町 保育園園長殿

クラス名 _____
入所児童名 _____

<病名> (該当疾患に☑をお願いします)

	新型コロナウイルス感染症
	インフルエンザ
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹しん
	突発性発しん
	アデノウイルス感染症 (呼吸器感染症、咽頭結膜熱、胃腸炎)
	その他(_____)

(医療機関名) _____ (_____ 月 _____ 日受診)

集団生活に支障がない状態まで症状が回復しましたので
月 _____ 日より登園いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
保護者名 _____

***保護者の皆様へ**
保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、集団のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、集団への記入及び提出をお願いします。

意見書 (医師記入)

大口町 保育園園長殿

入所児童名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

<病名> (該当疾患に☑をお願いします)

	麻疹 (はしか) *
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
	その他(_____)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
月 _____ 日から登園可能と判断します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
医療機関名 _____
医師名 _____

*については、必ずしも治療の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

***かかりつけ医の皆さまへ**
保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが快適に生活できるよう上記の感染症について意見の記入をお願いします。

***保護者の皆さまへ**
上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、集団を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

*病院によっては、文書料が必要となる場合があります。



令和6年度
保育園のしおり

大口町健康福祉部 こども課
〒480-0126 大口町伝右一丁目 35 番地
(健康文化センター内)
TEL 0587-94-1222
FAX 0587-94-0052

